

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
1月12日
(金曜日)

目次

○告示

平成三十年産麦類の指定種子生産ほ場の指定(農業振興課)……………一

保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)……………二

指定施業要件の変更予定保安林(萩市)(森林整備課)……………二

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………三

山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課)……………三

種畜証明書の交付(畜産振興課)……………三

山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………四

公共測量の実施の終了(監理課)……………六

○公安委公告

契約の締結……………六

山口県告示第八号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のは場を平成三十年産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

市町名	面積(アール)
宇部市	三九九
山口市	六六五
防府市	二、七二〇
山陽小野田市	二二一

- 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字明木字仏木一八三一の二、字仏木入口左り一八三三の三、字横瀬岩ヶ原一八三六の五、一八三七の二
- 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
- 解除の理由
道路用地とするため

- 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字明木字上菅蓋二二七〇・二二七一の一・字かやヶ浴一二七二・一二七七(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
道路用地とするため
- (「一次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第九十九号(二に係るものに限る。))、保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第二百二十八号(二に係るものに限る。))及び保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第十二百四十五号(二に係るものに限る。))に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
変更しない。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字堤ノ下四五〇の一、四五二の三、四五五、四五七から四六〇まで、四六一の一、字八丁埕九一八の四、九一八の八、九一八の一〇、九一八の一二、大字明木字矢代西ヶ輪二二一九
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字西落合一一七の五(次の図に示す部分に限る。)、字黒ヶ谷一六四九の一、四〇六八・四〇六九の一・四〇七〇の二・四〇七〇の九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)、字東板橋三三三四の一、三見字井出ヶ迫一一五二の一、一一五三の一、一一五四の一、一一五五、一一五六の一、一一五七の一、一一五七の二(国有林。次の図に示す部分に限る。)、一一五八、字向山一一六〇の一、大字須佐字平野一二八四の一、一二八四の二、一二八四の四、一二八六、字引明一二八六の一、一二八六の二、七八二一から七八二三まで、七八二六の一、七八二六の二、七八二七の一、七八二七の二、七八二八、七八三二、七八三四、七八三五、字打道一二八八の一、字大平一四二七の一、字手水川一八六〇の七、一八六〇の八、字袴ヶ埕七八一三、七八一四、七八一六から七八一八まで

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字佐々並字黒ヶ谷一六四九の一・四〇六八・四〇六九の一・四〇七〇の二・四〇七〇の九・大字須佐字平野一二八四の二・字引明七八二・字手水川一八六〇の八(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字堤ノ下四五〇の一、四五五、四五七から四六〇まで、四六一

一、字八丁埵九一八の四

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字佐々並字堤ノ下四五〇の一、四五五、四五七から四六〇まで、四六一の一、字八丁埵九一八の四(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年八月十八日山口県公告(二三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年一月十二日から同年二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十九年八月二十五日山口県公告(二四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年一月十二日から同年二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) コープやまぐち新下関店

所在地 下関市秋根西町二丁目五番一号

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(六) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成三十年一月九日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

区分 氏名 職名

労働者委員 徳野 啓範 日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長

〃 榎本 康仁 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長

(七) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

種番証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
一〇八六三九 九九三二九 三二九	紫高平二五 (全和)一六子山黒八六三九九黒毛和種 (全和)一六子山黒一三三三八八六〃	花平 (全和)一六子山黒一三三三八八六〃	平成二八、 四二二	山口県一級	山口県農林総合技 術センター	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター	
六八三三二			五、二二				

(八) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切

な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成三十年七月から平成三十一年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区 分	期 間	数 量
まあじ	平成二十九年一月から同年十二月まで	四、〇〇〇トン
	平成三十年一月から同年十二月まで	四、〇〇〇トン
まいわし	平成三十年一月から同年十二月まで	若干
	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干
まさば及びごまさば	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	未定
	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	未定

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数	
		平成二十九年	平成三十年
まあじ	中型まき網漁業	三、二〇〇トン	三、二〇〇トン
	小型まき網漁業	若干	若干
	敷網漁業	若干	若干
	すくい網漁業	若干	若干
	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- (二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

- (三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力

力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成三十年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五
			平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十九年及び平成三十年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		周防灘	平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まごがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	周防灘	平成三十年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成三十年一月一日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に關し実施すべき施策に關する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従つて操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に關する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(九) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府土木建築事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年一月十二日

一 作業の種類

山口県知事 村岡 嗣 政

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

防府市大字奈美

三 作業の期間

平成二十九年九月十一日から同年十二月二十日まで



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十年一月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証用ICカード	九万五千四百枚
運転経歴証明書用カードベース	千二百枚
運転免許証作成用インクリボン	四十九箱

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年十一月十四日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPAイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 契約金額

運転免許証用ICカード	九百枚当たり三十一万四千四十円
-------------	-----------------

運転経歴証明書用カードベース	三百枚当たり十万三千六百八十円
運転免許証作成用インクリボン	一箱当たり十五万二千二百円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

平成三十年一月十二日
印刷發行

發行人所

山口県知事